

質問回答書

公告日 令和元年6月26日

件名 横浜市立左近山特別支援学校スクールバス2コース運行業務委託

質問	回答
<p>「バス仕様 3内装部」の以下の3項目について、今後、国のシートの保安基準の変更により仕様を満たせなくなった場合は、国の定める保安基準に従ってよろしいでしょうか。</p> <ol style="list-style-type: none">1. リクライニングシート設置（スリットあり）<ul style="list-style-type: none">➤ 基準変更により、スリットをいれることができない場合があります2. フルリクライニングシートの設置<ul style="list-style-type: none">➤ 基準変更により、フルリクライニングシートは設置できない場合があります3. 座席横もしくは座席背面にチャイルドシート等を固定するための留め具の設置<ul style="list-style-type: none">➤ 基準変更により、留め具の設置はできない場合があります	<p>原則、国の定める保安基準に従ってください。細部については、保安基準の変更が生じた際に協議します。</p>